

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

個人住民税均等割の改正

Q : 平成16年度の税制改正案に個人住民税均等割の改正が盛り込まれているようですが、内容を教えて下さい。

A : 改正内容は、次の2項目です。

- ①市町村民税均等割の税率を3,000円に統一
 - ②妻に対する住民税均等割の非課税措置廃止
- 【解説】

住民税には、均等割、所得割、利子割とがあります。このうち均等割とは、納税者の所得金額に関係なく、一定の税額を納めるもので、市町村民税と道府県民税からなり、それぞれの取扱いは次のようになっています。

①市町村民税均等割

- ・人口50万人以上の市 3,000円
- ・人口5万人以上50万人未満の市 2,500円
- ・人口5万人未満の市と町村 2,000円

②道府県民税均等割 1,000円

これが、今回の改正で、①市町村民税の人口段階別の税率区分を廃止し、その税率を一律3,000円(年額)とする。②同一生計の妻に対する非課税措置を平成17年度から段階的に廃止する。となります。

つまり、今後は一定金額以上所得があれば妻に対しても、一律4,000円(市町村民税3,000円、都道府県民税1,000円)の均等割が課税されるということです。(平成17年分については、その税率を2分の1にするとされています。)

